強化委員会規定

制定　平成 26 年 3 月 15 日

（設置）

第 1 条　冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けて日本パラリンピック委員会（以下、JPC という）の国内外強化活動費助成事業を円滑に進めるため、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）内に強化委員会を設置する。

（適用範囲）

第 2 条　本規程は、本協会定款第 55 条の規定に基づいて設置された強化委員会に関することを定める。

（事業）

第 3 条　委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）　指定強化選手の個別指導及び評価

（2）　強化合宿の企画

（3）　国際競技会への選手選考、派遣に関する事項

（4）　指定強化選手の強化、競技力向上のための調査・研究

（5）　指導者の資質向上のための研修会及び各種講習会、研修会への派遣

（6）　その他、目的達成に必要な事業。

（委員）

第 4 条　この委員会に次の委員を置く

（1）　委員長　　1 名

（2）　副委員長　必要に応じて 1 名ないし 2 名

（3）　委員　　若干名

（委嘱）

第 5 条　委員長は理事の中から選出し、会長が委嘱する。

2　副委員長は、委員会の決議をもって定める。

3　委員は、理事、本協会所属チーム強化スタッフのうちから、理事会の決議を経たうえで、会長が委嘱する。

（任期）

第 6 条　委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

（委員会）

第 7 条　委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。
3　書面による委員会の場合、定款第 38 条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

第 8 条　会長、副会長、理事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第 9 条　委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（規程外事項）
第 10 条　この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

（規程の改廃）
第 11 条　この規程の改廃は、理事会において行う。

付　　則
この規程は平成 26 年 3 月 15 日から施行する。